

教育のフロンティア

NO.273
2022.8月-

認定NPO法人 北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会

(振込先:郵便局 02790-6-9847 北海道自由が丘学園をつくる会)

〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11 TEL(011)858-1711 FAX(011)858-1333

URL <http://www.hokjioka.net> E-mail : codmokan@agate.plala.or.jp

支援会員・寄金 3,000円 (年額)
*会員には、本通信を配布します。



<7/13・「川の探検」>

サマーキャンプは3年ぶり1泊型で後志郡余市町へ。初日、畑の野菜手入れをした後に登川で自然体験/探索。小中学生はそれぞれの好奇心を発揮して・

下・写真:スクール施設で栽培しているナスび〜開花して実も・(他にもキュウリ・ハーブ・イチゴ・ダリア・ヒマワリ)

INDEX

- P1: 巻頭言
- P2: ヒューマントラスト/運動他
- p3: 講座、学校設立運動
- p4-5: サマーキャンプ
- p6-7: スクール初等部、居場所
- p8: エッセー、カレンダー、後記
[チラシ、案内他]

現在に生きる子どもたちに、今こそ権利としての遊びと文化を！

—「子どもの権利条約31条」の重要性—

認定NPO法人・代表理事/学園長 大塚 勲

国連子どもの権利条約(1989年採択、日本の批准は1994年)第31条には、①休息・余暇の権利、②遊び・レクリエーションの権利、③文化的生活・芸術への参加の権利という「3つの権利」が規定されている。そして、特に「遊びは子どもの主食」であることを軸に、子どもの遊びと文化の権利を重視する『31条の会』(以下『会』とする)が様々な取り組みを進めている。

2020年4月、『会』は「コロナ・アピール」を出して子どもたちの生活と文化を守る重要性と必要性を訴えたが、その中で学校とは「教育・学習の場であることはもちろん、子どもの福祉と安全を守る場、遊び仲間やスポーツ・文化活動を通じて子どもの発達と文化の権利を保障する場」であることを強調している。しかし現実の学校は、休校が終わると「学力の回復」が最優先課題となり、「遊びや交流の回復」は軽視された状況が続き、コロナ拡大が続く中で、「不登校」になる小中・高校生は増え続けている。

2年前、東海大学札幌キャンパスの塚本智宏さんは「子どもたちは」単に未来のためにお勉強しているだけの存在ではない。現在に生きて生活して闘い、この社会をつくっている人間たちなのである。どうやってこの困難な時期を乗り越えたのか、それを50年後語れるのは彼らだけである」と述べていたのを思い出す。自由が丘月寒スクールは、この2年余りのコロナ禍の中でも、“**子どもの学びと安心して通える居場所の維持・継続**”に最大限の努力を払ってきたが、今後もいっそう「子どもたちが主人公」をつらぬきながら、上記の3つの権利をさらに積極的に実現する取り組みが求められていると改めて感じている。